

加工食品品質表示基準 Q & A  
(第 1 集)

平成 1 3 年 3 月 (平成 2 4 年 7 月一部改正)

消費者庁 食品表示課

## 加工食品品質表示基準Q&A集（第1集） 目次

- 1 加工食品品質表示基準が適用される商品は、JASマークのついているものだけですか。  
また、配合飼料やお酒は加工食品品質表示基準の適用を受けるのですか。
- 2 加工食品品質表示基準制定の経緯を教えてください。
- 3 品質表示基準に違反した場合、どのような措置がとられるのですか。
- 4 品質表示基準の遵守状況の点検及び指導はどのように行われるのですか。
- 5 加工食品の表示について、詳細にわかる資料はホームページで見ることが出来ますか。また、質問、相談はどこに行えばよいのですか。
- 6 「容器に入れ、又は包装されたもの」の定義を教えてください。また、次のものは該当しますか。
  - ① 串に刺してある焼き鳥をそのまま販売
  - ② トレイに載せる（ラップ等で包装しないもの）
  - ③ 小分けして包装している製品をダース単位でまとめるためにした包装
  - ④ 客に渡す際に紙、ビニール等で包装する場合
- 7 加工食品であっても、容器に入れられておらず、又は包装せずにばら売りするなどの場合は、表示はしなくてよいのですか。
- 8 「製造」及び「加工」の定義を教えてください。
- 9 個別品目の品質表示基準と加工食品品質表示基準との関係はどのようになるのですか。例えば、しょうゆやみそは、個別品目ごとの品質表示基準に沿った表示をするのですか、それとも加工食品品質表示基準に沿った表示をするのですか。
- 10 調理冷凍食品の品質表示基準では、原材料の一部が他の原材料に比べて多く含む用語についての規定（第6条）がありますが、加工食品品質表示基準の第5条との関係はどうなるのですか。
- 11 表示に関して、食品衛生法（食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令を含む。）、公正競争規約等との関連はどうなるのですか。
- 12 他の法令との関係で、次のことは可能ですか。

- ① 一方の基準に基づく表示をし、他の基準に基づく表示を省略すること
- ② より細かく指定されている場合、一括して記載

1 3 第7条第1項の「別に農林水産大臣が定めるところ」、第7条第2項の「別段の定め」とは、具体的に何を指しているのですか。

1 4 第3条第1項のただし書き「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」については表示の必要がないとのことですが、次の場合はそれに該当しますか。

- ① 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、単に販売する場合
- ② 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、飲食させる場合
- ③ 出前による販売
- ④ 刺身の盛り合わせ、惣菜などを店のバックヤードで製造加工した場合

1 5 店内加工で表示が免除になるのは、対面販売でないといけないのですか。

1 6 下記のようなものは、店内加工した場合は、原材料名等の表示は不要となりますか。

(水産) 鍋物セット、バーベキューセット

(畜産) 鍋物セット各種、炒め物セット各種、焼肉セット、ハンバーグ、ピーマン肉詰め

(農産) カットフルーツミックス、鍋物セット

1 7 加工食品の注文書やカタログに表示をすることで、商品の容器又は包装への表示に代えることができますか。

1 8 輸入品について、原材料や外国の製造業者の名称等の義務表示事項が当該外国製造業者により記載されていれば、それぞれ該当するものについて表示されているとみなせますか。

1 9 輸入品で既に現地の言語で、原材料名等の表示がなされていますが、これらを日本語で表示することが必要ですか。

2 0 ぶり照焼は加工食品になると思いますが、養殖や解凍の表示は不要と考えてよいのですか。

2 1 加工食品品質表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積もしくは容器または包装の表面積のどちらですか。

2 2 表示可能面積が150cm<sup>2</sup>以上の場合は、5.5～7.5ポイントの文字のサ

イズを使用することはできないのですか。

2 3 商品名を名称として記載したり、名称に括弧を付して商品名を併記することはできますか。

2 4 原材料名の記載で、次のように表示することは可能ですか。

- ① 数種類の魚を一括して「魚」、「魚肉」
- ② 本マグロ
- ③ 黒糖、還元水あめをまとめて「砂糖」
- ④ 有機大豆
- ⑤ NON-GMO大豆

と記載することはできますか。

2 5 原材料が1種類の場合は原材料名を表示しなくてもよいということですが、食品添加物は含めないものとして考えてよいのですか。

2 6 1つのパッケージに、例えば、「エビしゅうまい」、「カニしゅうまい」、「ホタテしゅうまい」を詰め合わせている場合のように、異なった原材料を用いた商品を詰め合わせする場合の原材料の表示方法は、その商品毎にするのですか。

2 7 原材料に占める重量の割合が2%以下の香辛料については、「香辛料」とまとめて記載できることとなっていますが、2%とはそれぞれの香辛料についてですか、それとも香辛料の全てを合算したものですか。また、香辛料の一部を強調するために普通の原材料として記載することは可能ですか。

2 8 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した全ての香辛料を記載しなければならないのですか。

2 9 食品添加物の表示は、食品添加物以外の原材料を含めて重量順に記載するのですか。

3 0 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令で、添加物のうち表示義務のないものとして、栄養強化の目的で添加するもの及び加工助剤・キャリアオーバーがありますが、これらについて加工食品品質表示基準ではどうですか。

3 1 食品添加物に対する消費者の関心に応えるため「食品添加物は一切使用していません」「無添加」などと表示をすることはできますか。

- 3 2 複合原材料とは何ですか。
- 3 3 複合原材料で原材料名を表示する場合は、どのように記載すればよいのですか。
- 3 4 普通、豆腐は、手作りが多く、手作業で切断等を行っており、内容重量が一定とならないため正確な表示を行うことが困難なのですが、どのように表示すればよいのですか。
- 3 5 「内容量を外見上容易に識別できる」とは、具体的にはどのような状態のことですか。
- 3 6 刺身盛り合わせの「内容量」について、
- ① 「外見上容易に識別できるもの」に該当し、省略は可能ですか。
  - ② 「6点盛り」「3人前」等の表示で内容量を表示することは可能ですか。
- 3 7 固形物に充填液を加えた製品のうち、缶又は瓶に密封した製品にあっては、内容量に代えて固形量及び内容総量を表示すること、また、缶若しくは瓶以外の容器又は包装に密封した製品にあっては、内容量に代えて固形量を表示することができることとなっていますが、この後者の固形量を表示することができる食品としては、どんなものがありますか。
- 3 8 「品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきもの」として、消費期限を表示すべき食品として、具体的にどのようなものを想定しているのですか。
- 3 9 今の印字機械では、賞味期限の表示が次のような印刷になるのですが、差し支えありませんか。
- ① 賞味期限表示にロット番号、工場番号等を併記
  - ② 賞味期限を6桁表示
  - ③ 賞味期限表示を「06.04」「06.04.01」と表示
- 4 0 「直射日光を避け、常温で保存すること」という保存方法は、特に留意すべき特段の事項がないものとして、記載を省略することができますか。
- 4 1 製造者欄に氏名又は名称及び住所のほか、屋号、商号、商品ブランド名やそれを図案化したマークを併記してもよいですか。
- 4 2 水産物を洋上加工した場合の原産国はどうなるのですか。
- 4 3 外国（A国）で製造された加工食品を別の外国（B国）を經由して輸入した場合、加工食品品質表示基準では原産国名はどちらを表示すべきですか。

- 4 4 A県産大豆とB県産大豆を混ぜて使用した旨を枠外で表示した場合は、一括表示枠内の原材料名は、「大豆（A県産○%、B県産△%）」と表示するのですか。
- 4 5 賞味期限を枠外に記載することは可能ですか。また、一括表示枠内には「枠外に記載」「別途記載」でよいですか。
- 4 6 一括表示枠内に「使用上の注意」を表示してもよいですか。
- 4 7 原材料として、特定JAS規格に基づき格付けされた地鶏肉や熟成ハム・ソーセージ類を使用した場合、その旨を枠外に表示できますか。
- 4 8 次の場合は、原産国名はどのように表示すればよいのですか。  
① A国産のいりごまとB国産のちりめんじゃこをC国で混合した場合  
② A国産のいりごまとB国産のいりごまをC国で混合した場合
- 4 9 外国から輸入した原材料を使用して国内で味付けなどするような加工を行った場合、「国産」、「○○県産」等と表示してもよいですか。また、原材料が外国産であることを強調したい場合はどのように表示すればよいですか。
- 5 0 有機加工食品には加工食品品質表示基準が適用されますか。
- 5 1 納豆等に添付するたれやからしの内容量は表示しなくてもよいですか。
- 5 2 数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、内容量の表示はどのようにすればよいですか。
- 5 3 調理冷凍食品品質表示基準が適用されない冷凍食品について、例えば食肉、魚肉、野菜、つなぎ、衣、皮、ソース等の原材料名は、調理冷凍食品品質表示基準の規定に準じて、「食肉（牛肉、豚肉）等」と表示できますか。
- 5 4 内容重量で管理すると個数が一定にならない製品（例えば1kgパック）について、内容量を「1kg（○～○個入り）」と、重量に個数を併記する場合には内容個数に幅を持たせた表示はできますか。
- 5 5 魚肉練り製品に複数の魚種の魚肉を使用した場合、全ての魚種を記載する必要があるのですか。

(問1) 加工食品品質表示基準が適用される商品は、JASマークのついているもの  
だけですか。また、配合飼料やお酒は加工食品品質表示基準の適用を受けるの  
ですか。

(答)

- 1 品質表示基準は、JASマークが付いているか否かにかかわらず、一般消費者向  
けの全ての飲食料品及びその原材料となるものを対象に、製造業者又は販売業者等  
が守るべき表示の基準を定めたものです。
- 2 なお、酒類についてはJAS法により、農林物資から除かれていることから、ま  
た、配合飼料は飲食料品ではないことから、品質表示基準の対象とはなりません。

(問2) 加工食品品質表示基準制定の経緯を教えてください。

(答)

従来、しょうゆ、ジャム等、JAS規格が定められている品目について個別に品質  
表示基準を定め、個別に表示の適正化を図っていました。しかし、食品に対する消  
費者の関心が高まる中で、消費者の商品選択の目安となる情報をくまなく正確に伝  
えるために、加工食品に共通した表示ルールとして、平成12年に加工食品品質表  
示基準を制定しました。

本基準は、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入された、一般消費者に  
販売される全ての加工食品に適用されているところです。

(問3) 品質表示基準に違反した場合、どのような措置がとられるのですか。

(答)

- 1 品質表示基準に違反した事業者は、JAS法の規定に基づき、
  - ① 表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示・公表
  - ② その指示に従わない場合は、指示に係る措置をとるべきことの命令・公表
  - ③ その命令に違反した場合は、個人の場合は100万円以下の罰金又は1年以下  
の懲役に、法人の場合は1億円以下の罰金  
に処せられることとなります。
- 2 また、品質表示基準において表示すべきこととされている原産地と原料原産地  
について虚偽の表示をした飲食料品を販売した場合は、命令・公表を待たずに、個人

の場合は200万円以下の罰金又は2年以下の懲役に、法人の場合は1億円以下の罰金に処せられることとなります。

3 なお、①の指示・公表については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者又は販売業者に関するものは当該都道府県の知事が行うこととなります（地方自治法に基づく特例条例により市町村の長に権限が移譲されている場合には、市町村の長が行うこととなります。）。これ以外の広域事業者に関するものは消費者庁長官又は農林水産大臣が行うこととなります（製造業者等の事務所等が地方農政局の管轄区域内のみにある場合には、農林水産大臣に代わって地方農政局長が行うこととなります。）。

また、②の命令・公表については、都道府県知事が指示をした製造業者等に対しては当該都道府県知事が行い、これ以外は消費者庁長官が行うこととなります。

(問4) 品質表示基準の遵守状況の点検及び指導はどのように行われるのですか。

(答)

1 地方農政局等による店頭調査や、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等が市販品を買上げて表示内容について真正性の確認を行ったり、工場等への立入検査等を実施し、品質表示基準の遵守状況の点検及び指導を行います。なお、主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者又は販売業者等に関するものは、都道府県知事も遵守状況の点検及び指導を行うこととなります。

以下のことを通じ、表示の適正化を確保します。

- ① 品質表示基準で定められた表示ルール of 事業者に対する周知、徹底
- ② 独立行政法人農林水産消費安全技術センター等による検査・分析、指導等
- ③ 消費者庁、地方農政局等、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等による立入検査、指導等

2 また、遵守事項を遵守しない場合等には、JAS法に基づき、消費者庁長官、農林水産大臣、地方農政局長、都道府県知事又は市町村長による指示等を行います。

(問5) 加工食品の表示について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどこに行えばよいのですか。

(答)

1 加工食品の表示を含め、JAS法に基づく品質表示基準に関する詳細な資料は農



林水産省のホームページで見ることができます。(農林水産省のホームページから「食品表示とJAS規格」のページに入る。)

- 2 また、品質表示基準に関する質問・相談は、消費者庁食品表示課、農林水産省表示・規格課、各地方農政局消費・安全部表示・規格課及び最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにおいて受け付けています。問合せ先は、以下のとおりです。

○消費者庁食品表示課

TEL 03-3507-9225

(ホームページ)

<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

○農林水産省消費・安全局表示・規格課

TEL 03-3502-8111 (内線: 4486, 4622, 4487)

(ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

○各地方農政局消費・安全部表示・規格課 (全国7ヶ所)、北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課及び沖縄総合事務局農政部消費・安全課

北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課 (札幌市) TEL 011-642-5490

東北農政局消費・安全部表示・規格課 (仙台市) TEL 022-263-1111 (代)

関東農政局消費・安全部表示・規格課 (さいたま市) TEL 048-600-0600 (代)

北陸農政局消費・安全部表示・規格課 (金沢市) TEL 076-263-2161 (代)

東海農政局消費・安全部表示・規格課 (名古屋市) TEL 052-201-7271 (代)

近畿農政局消費・安全部表示・規格課 (京都市) TEL 075-451-9161 (代)

中国四国農政局消費・安全部表示・規格課 (岡山市) TEL 086-224-4511 (代)

九州農政局消費・安全部表示・規格課 (熊本市) TEL 096-211-9111 (代)

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 (那覇市) TEL 098-866-1672

○独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (全国7ヶ所)

札幌センター (札幌市) TEL 050-3481-6011

仙台センター (仙台市) TEL 050-3481-6012

本部 (さいたま市) TEL 050-3481-6013

本部横浜事務所 (横浜市) TEL 050-3481-6014

名古屋センター (名古屋市) TEL 050-3481-6015

神戸センター (神戸市) TEL 050-3481-6016

福岡センター門司事務所 (北九州市) TEL 050-3481-6017

(ホームページ)

<http://www.famic.go.jp>

(問6)「容器に入れ、又は包装されたもの」の定義を教えてください。また、次のものは該当しますか。

- ① 串に刺してある焼き鳥をそのまま販売
- ② トレイに載せる(ラップ等で包装しないもの)
- ③ 小分けして包装している製品をダース単位でまとめるためにした包装
- ④ 客に渡す際に紙、ビニール等で包装する場合

(答)

1 「容器に入れ、又は包装されたもの」とは、加工食品を容器に入れ、又は包装しているもので、そのままの状態に引き渡せるものをいいます。

2 ご質問の例については、次のように区分します。

(1) 容器又は包装に該当するもの・・・③

小分けした個々の包装に加工食品品質表示基準に基づく表示がされており、ダース単位でまとめた包装をとおして見れば、新たに表示し直す必要はありません。

(2) 容器及び包装に該当しないもの・・・①、②、④

(問7)加工食品であっても、容器に入れられておらず、又は包装せずにばら売りするなどの場合は、表示はしなくてよいのですか。

(答)

一般消費者用に販売される商品について、加工食品品質表示基準が適用される範囲は、「容器に入れ、又は包装された加工食品」に適用する旨を規定していますので、その場合において、容器に入れられておらず、又は包装されていないものを販売する場合には適用されません。

(問8)「製造」及び「加工」の定義を教えてください。

(答) 一般的には、

- ① 「製造」とは、その原料として使用したものと本質的に異なる新たな物を作り出すこと。
- ② 「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を

付加すること。  
といえます。

(問9) 個別品目の品質表示基準と加工食品品質表示基準との関係はどのようになるのですか。例えば、しょうゆやみそは、個別品目ごとの品質表示基準に沿った表示をするのですか、それとも加工食品品質表示基準に沿った表示をするのですか。

(答)

一般消費者用に販売される商品について、しょうゆやみそなど個別品目の品質表示基準が定められているものについては、加工食品品質表示基準により表示するとともに、別途定められている個別品目の品質表示基準にも従う必要があります。

(問10) 調理冷凍食品の品質表示基準では、原材料の一部が他の原材料に比べて多く含む用語についての規定(第6条)がありますが、加工食品品質表示基準の第5条との関係はどうなるのですか。

(答)

例えば、「冷凍えびしゅうまい」と表示することができる「えび」の含有率については、調理冷凍食品品質表示基準ではあんに対して15%以上含有しているか、又は15%未満であっては含有率を表示することとなっていますが、「えび」は一般的名称であり加工食品品質表示基準の「特色のある原材料」には該当しないため、特に両基準で矛盾することにはなりません。

(問11) 表示に関して、食品衛生法(食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令を含む。)、公正競争規約等との関連はどうなるのですか。

(答)

1 食品衛生法との関係では、JAS法は一般消費者の選択に資するための表示であり、食品衛生法は食品の安全性を確保するための表示と、それぞれの法律目的に基づいた表示を規定しているものです。従って、食品衛生法で表示が義務付けられている事項については、食品衛生法に従って表示し、品質表示基準の定めのある事項については、これに則って表示することが必要です。

2 また、公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法に基づいて、消費者庁及び公正取引委員会が認定したものであり、これは品目毎の公正取引協議会の会員が表示の義務を負うものです。

3 表示に際しては、JAS法のみならず、これら他法令の規定もご確認ください。

(問12) 他の法令との関係で、次のことは可能ですか。

- ① 一方の基準に基づく表示をし、他の基準に基づく表示を省略すること
- ② より細かく指定されている場合、一括して記載

(答)

①、②について、加工食品品質表示基準に基づく表示内容が他法令で規定されている表示内容を満たしていれば、特に問題はありませんが、他法令に基づく表示内容が満たされていない場合は、加工食品品質表示基準と併せて満たすように表示してください。単に一方のみの基準に基づき表示し、他を省略してよいということではありません。

なお、同一事項について記載方法が異なるような場合は、個別具体的に最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センター等にご相談ください。

(問13) 第7条第1項の「別に農林水産大臣が定めるところ」、第7条第2項の「別段の定め」とは、具体的に何を指しているのですか。

(答)

1 第7条第1項の「別に農林水産大臣が定めるところ」の規定により定められているものとしては、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」(平成12年3月31日農林水産省告示第517号)があります。

2 第7条第2項の「別段の定め」とは、加工食品のうち、個別品目について定められている品質表示基準のことです。具体的には、問5の問い合わせ先又は農林水産省ホームページにてご確認ください。

(問14) 第3条第1項のただし書き「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消

費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」については表示の必要がないとのことですが、次の場合はそれに該当しますか。

- ① 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、単に販売する場合
- ② 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、飲食させる場合
- ③ 出前による販売
- ④ 刺身の盛り合わせ、惣菜などを店のバックヤードで製造加工した場合

(答)

- 1 「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合」とは、製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売することをいい、具体的には洋菓子店、和菓子店等の「菓子小売業（製造小売）」や、パン屋等の「パン小売業（製造小売）」等がその場で行う飲食料品の製造販売、スーパーの惣菜コーナー等「店内加工して直接販売する場合」を指します。

「飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」とは、具体的にはレストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者による飲食料品の提供を指します。

これは、製造又は加工したものをその場で一般消費者に販売する場合は、その商品の品質を把握し、かつ、消費者から求められればその商品についての全ての情報を答えられる立場にあることを理由としています。

- 2 従って、ご質問の例は次のようになります。

- ① 製造・加工したものを、単に仕入れて販売する場合は、製造・加工した者又は販売をする者のいずれかが表示を行う必要があります。
- ② 設備を設けて飲食させる場合は、製造・加工の有無を問わず表示の必要はありません。
- ③ 飲食料品を製造・加工し、出前という形で直接消費者に販売する場合であり、表示の必要はありません。
- ④ バックヤード等店内で加工したものを当該店内で販売する場合は、表示の必要はありません。ただし、解凍、小分けについては、JAS法上の製造・加工にはあたりませんので、できあがった惣菜等を仕入れてバックヤードで解凍、小分けした場合には表示の必要があります。なお、バックヤードで製造加工した場合であっても、容器に入れ、又は包装された製品の場合、食品衛生法に基づく表示は必要です。

(問15) 店内加工で表示が免除になるのは、対面販売でないといけないのですか。

(答)

店内加工の場合、対面販売であるか否かにかかわらず、加工食品品質表示基準に基づく表示の義務づけはありません。例えば、刺身などの盛り合わせを店舗で盛りつけ

たり、惣菜をバックヤードで製造している場合などです。ただし、消費者から原材料などその商品の品質に関する情報を求められた場合は答えられるようにしておく必要があります。なお、容器・包装されている場合、食品衛生法に基づく表示は必要です。

(問16) 下記のようなものは、店内加工した場合は、原材料名等の表示は不要となりますか。

(水産) 鍋物セット、バーベキューセット

(畜産) 鍋物セット各種、炒め物セット各種、焼肉セット、ハンバーグ、  
ピーマン肉詰め

(農産) カットフルーツミックス、鍋物セット

(答)

1 この場合も製造者（又は加工包装者）が自らその場で販売する場合は、加工食品品質表示基準に基づく表示の義務はありません。ただし、容器に入れ、又は包装された製品の場合、食品衛生法に基づく表示が必要な場合があります。

2 なお、カットフルーツミックス、焼肉セットなどについては、加工食品品質表示基準別表2の原料原産地表示が必要な品目に該当しますが、店内加工の場合は、他の表示事項と同様、原料原産地の表示義務はありません。

しかしながら、消費者から生鮮食品同様に認識されており、原産地表示への期待が大きいことを踏まえ、自主的に原料原産地表示を行うことが望まれます。

(問17) 加工食品の注文書やカタログに表示をすることで、商品の容器又は包装への表示に代えることができますか。

(答)

一般消費者用に販売される商品について、加工食品品質表示基準による義務表示事項は、加工食品の容器又は包装に表示しなければなりません。従って、注文書やカタログで表示に代えることはできません。

(問18) 輸入品について、原材料や外国の製造業者の名称等の義務表示事項が当該外国製造業者により記載されていれば、それぞれ該当するものについて表示されているとみなせますか。

(答)

義務表示事項は、品質表示基準に従って、日本語で表示しなければなりません。なお、外国の製造業者等については、たとえ日本語で表示していても、当該製品の日本国内での販売に際しての表示責任者とはみなしません。

(問19) 輸入品で既に現地の言語で、原材料名等の表示がなされていますが、これらを日本語で表示することが必要ですか。

(答)

JAS法に基づく品質表示基準は、一般消費者が飲食料品を購入する際の選択に資することを目的としています。名称、原材料名について、名称はその内容を表す一般的な名称を用いて記載するよう規定し、原材料名は、食品添加物以外の原材料と食品添加物とに区分して、それぞれ原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載するよう規定していますので、一般消費者にわかりやすいように日本語で記載しなければなりません。

(問20) ぶり照焼は加工食品になると思いますが、養殖や解凍の表示は不要と考えてよいのですか。

(答)

ぶり照焼は加工食品ですので、加工食品品質表示基準が適用されることから、水産物品質表示基準の規定による「養殖」や「解凍」の表示義務はありません。

(問21) 加工食品品質表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積もしくは容器または包装の表面積のどちらですか。

(答)

表示可能面積は、容器または包装の形状等によっても異なりますが、表示事項を記載しても判読が困難な部分を除いた容器または包装の表面積をいいます。例えば、包装の重なり部分やキャンディ等の「ひねり」の部分等は表示可能な部分には入りません。従って、容器または包装の表面積から、表示が不可能な部分を差し引いた面積となります。

(問 2 2) 表示可能面積が 1 5 0 cm<sup>2</sup> 以上の場合は、5. 5～7. 5 ポイントの文字のサイズを使用することはできないのですか。

(答)

一般消費者用に販売される商品について、表示可能な面積がおおむね 1 5 0 cm<sup>2</sup> 以上であれば、8 ポイント以上の大きさの文字で表示しなければなりません。

(問 2 3) 商品名を名称として記載したり、名称に括弧を付して商品名を併記することはできますか。

(答)

- 1 加工食品品質表示基準における名称は、その内容を表す一般的な名称で記載するよう規定していますので、商品名がその内容を表す一般的な名称であれば名称に使用することは可能です。
- 2 また、他法令により表示規制のある品目については、当該法令により名称が制限を受けることがあります。
- 3 名称に括弧を付して商品名を併記することについては、併記することにより名称を誤認させるものでないものであれば、差し支えないものと考えます。

(問 2 4) 原材料名の記載で、次のように表示することは可能ですか。

- ① 数種類の魚を一括して「魚」、「魚肉」
  - ② 本マグロ
  - ③ 黒糖、還元水あめをまとめて「砂糖」
  - ④ 有機大豆
  - ⑤ NON-GMO大豆
- と記載することはできますか。

(答)

ご質問の例は、次のとおりです。

- ① 複数種類の魚肉をミンチにしたものなど、魚の種類ごとに重量順に表記することが困難な場合、又は、商品特性上原材料を魚種ごとに表記することが困難な場合には、数種類の魚を一括して「魚」又は「魚肉」と表示することが可能です。ただし、この場合、特定の種類の魚類の名称を抜き出して表示することはできません。



- ② クロマグロ (*Thunnus thynnus*) について「本マグロ」、「ほんまぐろ」のように記載することは可能ですが、「メバチ」、「キハダ」、「ビンナガ」などクロマグロとは異なる種を「本マグロ」等と記載することはできません。
- ③ できません。「黒糖」は「砂糖」と表示することができますが、還元水あめは糖アルコールであり、「砂糖」とは言えないので、「還元水あめ」と一般的名称で表示して下さい。
- ④ 可能です。なお、「有機」の文言を表示できるのは、有機農産物の J A S 規格に基づき格付けされたものを直接使用している場合に限りです。また有機農産物を使用した旨を表示する場合は、特色のある原材料に該当しますので、原料に占める有機原料の使用割合が 100%である場合を除き、使用割合を明示する必要があります。
- ⑤ 原材料名は最も一般的な名称をもって表示すること、また、一般消費者が読みやすく理解しやすいよう邦文をもって表示する必要があるため、この場合は、「大豆（遺伝子組換えでない）」等と表示して下さい。なお、遺伝子組換え食品関係については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 517 号）及び「食品表示に関する共通 Q & A（第 3 集：遺伝子組換え食品について）」を参照して下さい。

(問 25) 原材料が 1 種類の場合は原材料名を表示しなくてもよいということですが、食品添加物は含めないものとして考えてよいのですか。

(答)

- 1 原材料が 1 種類であるもの（缶詰及び食肉製品を除く）は原材料名の表示を省略できます。なお、個別品目の品質表示基準が定められている食品については、当該個別の品質表示基準に従って原材料表示を行うことが必要です。
- 2 また、その「原材料」とは製品を製造又は加工する際に使用したもの全てを含みますので食品添加物も含めて考えます。ただし、食品衛生法の規定により表示不要とされた添加物は除きますので、結果的に表示対象となる原材料が 1 種類となった場合には、表示を省略することができます。
- 3 なお、原材料が 1 種類のものであっても、例えば「きなこ」、「上新粉」など名称からその原材料が一般にわかりにくいものについては、「大豆」、「うるち米」のように原材料名を表示することが望ましいと考えます。

(問26) 1つのパッケージに、例えば、「エビしゅうまい」、「カニしゅうまい」、「ホタテしゅうまい」を詰め合わせている場合のように、異なった原材料を用いた商品を詰め合わせする場合の原材料の表示方法は、その商品毎にするのですか。

(答)

原則は、3種類の全ての原材料について、全ての原材料の重量に対する割合の多い順に記載することとなりますが、消費者が購入時に判断しやすいことを考慮して、種類別に表示することは差し支えありません。

(問27) 原材料に占める重量の割合が2%以下の香辛料については、「香辛料」とまとめて記載できることとなっていますが、2%とはそれぞれの香辛料についてですか、それとも香辛料の全てを合算したものですか。また、香辛料の一部を強調するために普通の原材料として記載することは可能ですか。

(答)

- 1 香辛料及び香辛料エキスについては、加工食品品質表示基準の規定により、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる食品添加物に該当するものを除き、その香辛料又は香辛料エキスの合算した重量が原材料全体に占める重量の割合が2%以下の場合に限り、「香辛料」又は「混合香辛料」と記載することができます。なお、2%を超える場合はそれぞれ混合した個別の名称で記載して下さい。
- 2 一部の香辛料を強調するために特定の香辛料を普通の原材料として「・・・、こしょう、香辛料、・・・」等のように表示することは、適切ではありません。

(問28) 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した全ての香辛料を記載しなければならないのですか。

(答)

- 1 原材料名の表示は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載することとなっています。
- 2 しかしながら、カレー粉等のように多種類の香辛料からなるもので、小型容器包装入りのものについては、容器包装の面積が狭いため定められた活字の大きさ（表示可能面積がおおむね150㎤以下のものにあっては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができます。）を考慮しても全ての原材料名を記載することは技

術的に困難であると考えられます。

- 3 したがって、加工食品品質表示基準において、香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる食品添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。）は、「香辛料」又は「混合香辛料」と記載することができることとなっていることを勘案し、カレー粉等のように多種類の香辛料からなるもので、小型容器包装入りのものについての原材料名の表示は、個々の香辛料のうち、原材料に占める重量の割合が2%を超えるものにあつてはその最も一般的な名称をもって記載し、2%以下のものにあつては「その他香辛料」としてまとめて記載しても差し支えないものと考えます。

（問29）食品添加物の表示は、食品添加物以外の原材料を含めて重量順に記載するのですか。

（答）

食品添加物以外の原材料と食品添加物を区分してそれぞれ重量順に記載して下さい。

（問30）食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令で、添加物のうち表示義務のないものとして、栄養強化の目的で添加するもの及び加工助剤・キャリアオーバーがありますが、これらについて加工食品品質表示基準ではどうですか。

（答）

食品添加物の表示は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の規定により記載することとしていますので、当該府令で表示義務が免除されているものについて表示する必要はありません。

（問31）食品添加物に対する消費者の関心に応えるため「食品添加物は一切使用していません」「無添加」などと表示をすることはできますか。

（答）

- 1 通常同種の製品が一般的に食品添加物が使用されているものであつて、当該製品について食品添加物を使用していない場合に、食品添加物を使用していない旨の表

示をしても差し支えないと考えます。ただし、加工助剤やキャリーオーバー等のように食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の規定により表示が免除される食品添加物を使用している場合には、食品添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

また、「無添加」とだけ記載することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に記載することが望ましいと考えます。

- 2 また、同種の製品が一般的に食品添加物が使用されることがないものである場合、食品添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではないと考えます。

(問32) 複合原材料とは何ですか。

(答)

- 1 複合原材料とは「2種類以上の原材料からなる原材料」のことをいいます。
- 2 具体的には、すでに加工された製品を仕入れて新たに製造する製品の原材料として使用するもの等をいい、醤油、ビーフエキス等の調味料のほか、弁当・惣菜の具材等が該当します。

(問33) 複合原材料で原材料名を表示する場合は、どのように記載すればよいのですか。

(答)

- 1 複合原材料は、複合原材料名の次に括弧書きで、その複合原材料の原材料名を、当該複合原材料に占める重量の多い順に記載します。この場合、食品添加物は括弧の中に入れず、食品添加物以外の原材料名の表示の最後尾に続けて、製品全体に含まれる他の食品添加物と合わせて、原材料に占める重量の多い順に表示します。  
下記の表示例の場合、「鶏唐揚げ」と「ごまあえ」が複合原材料に該当します。
- 2 この場合、鶏唐揚げは「複合原材料の名称からその原材料が明らかなき」に該当しますので、原材料名の表示を省略することができますが、ごまあえはそれに該当しないので、原材料名の表示を省略することはできず、「ごまあえ」の次に括弧書きで原材料を表示する必要があります。この場合、ごまあえに占める重量割合が5%未満であり、かつ、重量順位が3位以下の原材料については「その他」とまとめて記載することが可能です（一般消費者向け製品）。

## 表示例（弁当）

名 称	弁当
原材料名	ご飯、鶏唐揚げ（鶏肉、卵白、小麦粉、植物油脂、しょうゆ、食塩、砂糖、こしょう）、ゆで卵、ごまあえ（さやいんげん、にんじん、ごま、しょうゆ、砂糖）、のり、（原材料の一部に小麦、卵、大豆、鶏肉を含む）、調味料（アミノ酸等）、pH調整剤、安定剤（カラギナン）、保存料（ポリリジン）、着色料（カロチノイド色素）、甘味料（ステビア）
内 容 量	350g
消費期限	2001.4.1
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、お早めにお召し上がり下さい。
製 造 者	〇〇フーズ㈱ 東京都千代田区〇〇〇1-2-1

（参考1） 「鶏唐揚げ」は名称からその原材料が明らかですので、波下線部分を省略することができます。

（参考2） 「ごまあえ」について、しょうゆ、砂糖のごまあえに占める重量割合がいずれも5%未満であれば、「ごまあえ（さやいんげん、にんじん、ごま、その他）」と表示することができます。

3 なお、個別品目の品質表示基準で別途原材料名の表示方法が定められている場合は、これに従って表示してください。

4 また、複合原材料の原材料名を省略した場合であっても、当該省略した複合原材料の原材料に食品添加物やアレルギー物質を含む場合には、食品衛生法に基づき、適切に表示する必要があります。

（問34） 普通、豆腐は、手作りが多く、手作業で切断を行っており、内容重量が一定とならないため正確な表示を行うことが困難なのですが、どのように表示すればよいのですか。

（答）

1 加工食品品質表示基準では「内容量」として、内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとなっています。ただし、計量法に基づく特定商品に該当せず、内容量を外見上容易に識別できるものにあつては、内容量の表示を省略することができます。

2 豆腐の内容量については、内容重量又は個数を「200g」、「一丁」のように表示することが原則ですが、上記1のただし書きに該当することから、表示を省略することも可能です。

(問35)「内容量を外見上容易に識別できる」とは、具体的にはどのような状態のことですか。

(答)

製品が容器に入れられ、又は包装された状態で、容器・包装を開かずに、内容数量を外見から容易に判別することができる場合をいいます。

(問36) 刺身盛り合わせの「内容量」について、

- ① 「外見上容易に識別できるもの」に該当し、省略は可能ですか。
- ② 「6点盛り」「3人前」等の表示で内容量を表示することは可能ですか。

(答)

- ① 省略可能です。
- ② 可能です。

(問37) 固形物に充填液を加えた製品のうち、缶又は瓶に密封した製品にあっては、内容量に代えて固形量及び内容総量を表示すること、また、缶若しくは瓶以外の容器又は包装に密封した製品にあっては、内容量に代えて固形量を表示することができることとなっていますが、この後者の固形量を表示することができる食品としては、どんなものがありますか。

(答)

缶詰、瓶詰以外のものとしては、たけのこ・さといも・山菜などの野菜の水煮、こんにゃくなどが該当します。

(問38)「品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきもの」として、消費期限を表示すべき食品として、具体的にどのようなものを想定しているのですか。

(答)

例えば、弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、生めん類など、品質が急速に劣化しやすい食品が想定されます。

(問39) 今の印字機械では、賞味期限の表示が次のような印刷になるのですが、差し支えありませんか。

- ① 賞味期限表示にロット番号、工場番号等を併記
- ② 賞味期限を6桁表示
- ③ 賞味期限表示を「06.04」「06.04.01」と表示

(答)

ご質問の例については、次のとおりとなります。

- ① 「食品衛生法に基づく表示について」(昭和54年11月8日衛食第299号)において、「ロット番号、工場番号、その他の記号を期限表示に併記する場合には、次の例に示すように期限表示が明らかにわかるように記載する必要があります。この場合、期限表示について「950401」と年、月、日をそれぞれ2桁とする6桁での表示を行いつつ、ロット番号「A63」を併記するなどのように期限表示を不明確にする表示を行ってはならない。」とされ、以下のように表示可能な例が示されていますので、ロット番号、工場番号を併記する場合は、これにならって記載してください。

例 「消費期限 平成7年4月1日A63」  
「賞味期限 07.04.01 LOT A63」  
「賞味期限 95.4.1/A63」

- ② 6桁表示については、前記①のように、ロット番号等を併記する場合以外であれば可能です。
- ③ 消費者に誤認を与えない範囲と考えられますので、表示しても差し支えないと考えます。

(問40) 「直射日光を避け、常温で保存すること」という保存方法は、特に留意すべき特段の事項がないものとして、記載を省略することができますか。

(答)

加工食品品質表示基準では、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないものについては、保存方法を省略することができますので、質問のような内容については、常温で保存する場合であって、直射日光を避けなければならないものは、省略できません。

(問 4 1) 製造者欄に氏名又は名称及び住所のほか、屋号、商号、商品ブランド名やそれを図案化したマークを併記してもよいですか。

(答)

消費者に誤認を与えない範囲であれば、併記しても差し支えないと考えます。

(問 4 2) 水産物を洋上加工した場合の原産国はどうなるのですか。

(答)

関税法施行令及び同法施行規則においては、「一の国又は地域の船舶において前号※に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品」については、「一の国又は地域において完全に生産された物品」とすることになっていますので、問のような場合の原産国は、その船籍の属する国となります。

※ 前号（関税法施行規則第 1 条の 5 第 6 号）「一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物」

(問 4 3) 外国（A国）で製造された加工食品を別の外国（B国）を經由して輸入した場合、加工食品品質表示基準では原産国名はどちらを表示すべきですか。

(答)

この場合、B国は經由するだけで、実質的な変更をもたらす行為を行っていないことから、原産国としては最終的な製造国であるA国を表示することとなります。なお、関税法においても最終加工地を原産国と規定しています。

(問 4 4) A県産大豆とB県産大豆を混ぜて使用した旨を枠外で表示した場合は、一括表示枠内の原材料名は、「大豆（A県産○%、B県産△%）」と表示するのですか。

(答)

1 複数の産地を強調する場合には、特色のある原材料に該当し、使用割合の多いものから順に、その使用割合と併せて記載することとなります。

この場合、枠外の強調表示に近接して割合表示を行うことが基本です。特色のある原材料表示に関しては、「加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）



に関するQ&A」も参照してください。

- 2 なお、義務表示として原材料名欄等に原料原産地名を表示（使用した重量割合の多いものから順に原産地を表示）する場合には、強調表示には該当しないため、割合の併記は必要ありません。詳細は「加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）」に関するQ&A」を参照してください。

（問45）賞味期限を枠外に記載することは可能ですか。また、一括表示枠内には「枠外に記載」「別途記載」でよいですか。

（答）

- 1 一般消費者向け製品における賞味期限の記載については、他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、一括表示部分に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができるかと規定しています。

これは、あらかじめ印刷して表示することが困難な事項であること、印字する場合に枠内の決められた箇所に正確に表示することが技術的に困難なことがあると考えられることから認められているものですので、可能な場合は他の表示事項と一括して表示するようにして下さい。

- 2 他の箇所への印字については、記載箇所の書き方が具体的でなかったり、項目名を書かずにロット番号で印字されているなどにより、消費者からは「期限表示がなされていないのではないか」、「どこに印字されているかわかりにくい商品がある」等の指摘があります。

このため、別途記載にあたっては、「枠外に記載」や「別途記載」では記載箇所を正しく示しているとはいえ、「この面の上部に記載」「キャップに記載」等と具体的な記載箇所を明示してください。

あわせて、印字の色を背景の色と対照的な色とすること、消えにくい印字とすることはもとより、ロット番号その他の情報とは明確に識別できるようにすることが必要です。例えば、「印字は左から西暦の下2ケタ、月、日の順に記載しています。」と注意書きで記載するような工夫も有効と考えます。

（問46）一括表示枠内に「使用上の注意」を表示してもよいですか。

（答）

個別品目の品質表示基準で特に定められているものや食品衛生法、公正競争規約、その他法令により定められているものの他、それ以外のものについても、「使用上の

注意」、「開封後の賞味期限」など、消費者にとって重要な情報であれば、一括表示枠内に記載することが可能です。

この場合、「保存方法」と「使用上の注意」、「賞味期限」と「開封後の賞味期限」は異なるものであるため、誤認が生じないように、項目名を明らかにして記載するようにしてください。

(問47) 原材料として、特定JAS規格に基づき格付けされた地鶏肉や熟成ハム・ソーセージ類を使用した場合、その旨を枠外に表示できますか。

(答)

特定JAS規格により格付けされたものを原材料として使用した場合に、強調表示としてその旨を枠外に表示することは可能です。

なお、原材料名欄に地鶏肉、熟成ハム又は熟成ソーセージと記載することは、一般的な名称とはいえないことから、鶏肉、ハム又はソーセージと記載してください。

(問48) 次の場合は、原産国名はどのように表示すればよいのですか。

- ① A国産のいりごまとB国産のちりめんじゃこをC国で混合した場合
- ② A国産のいりごまとB国産のいりごまをC国で混合した場合

(答)

1 ①のように、複数の種類のものを混合した場合は、混合したところが原産地となるため、C国が原産地となります。(C国が日本である場合は、原産国名の表示は不要です。)

2 ②については、同じ種類のものを混合した場合は、製品に占める重量の多い順に、A国とB国を表示してください。

(問49) 外国から輸入した原材料を使用して国内で味付けなどするような加工を行った場合、「国産」、「〇〇県産」等と表示してもよいですか。また、原材料が外国産であることを強調したい場合はどのように表示すればよいですか。

(答)

1 輸入した原材料を使用して国内で味付けなどするような加工を行った場合、製造地は国内となりますが、このことをもって「国産」、「〇〇県産」等と表示すると、

原料の原産地が「国産」、「〇〇県産」等であるという誤認を与えるおそれがあります。このため、平成16年9月の加工食品品質表示基準改正で、表示禁止事項に「産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示」が追加され、製造地や加工地を単に「〇〇産」と表示することは禁止されました。

- 2 原材料が外国産であることを強調したい場合には、特色のある原材料に該当しますので、加工食品品質表示基準の規定に従って、その使用割合を併記して表示して下さい。ただし、加工食品品質表示基準の規定に従って、原材料名欄等に原料原産地名を表示（使用した重量割合の多いものから順に原産地を表示）しても、特定の原産地のもののみを強調して表示しているとは認められないため、割合の併記は必要ありません。

（問50）有機加工食品には加工食品品質表示基準が適用されますか。

（答）

適用されます。有機加工食品への表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条、加工食品品質表示基準及び個別の品質表示基準に基づく表示を行ってください。

（問51）納豆等に添付するたれやからしの内容量は表示しなくてもよいですか。

（答）

小袋の調味料等はその商品の中では一般に付随的なものと考えられることから、これまでもその内容量の表示が義務付けられていませんでしたので、本加工食品品質表示基準でもその内容量の表示は省略しても差し支えないと考えます。

（問52）数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、内容量の表示はどのようにすればよいですか。

（答）

- 1 原材料名の表示は、

ケーキの詰め合わせを例にすると、「チョコレートケーキ（砂糖、卵、小麦粉、植物油脂、カカオマス、全粉乳・・・（以下略））、いちごケーキ（砂糖、小麦粉、卵、植物油脂、カカオバター、いちご・・・（以下略））」等とそれぞれの製品ごとに複数の製品の全ての原材料名を、加工食品品質表示基準に基づき表示します。

- 2 内容量は、「A製品〇〇g、B製品〇〇g」又は「〇〇g（A製品〇〇g、B製品〇〇g）」と記載します。
- 3 詰め合わせ品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が見える場合は、改めて外装に表示をする必要はありません。

(問53) 調理冷凍食品品質表示基準が適用されない冷凍食品について、例えば食肉、魚肉、野菜、つなぎ、衣、皮、ソース等の原材料名は、調理冷凍食品品質表示基準の規定に準じて、「食肉（牛肉、豚肉）」等と表示できますか。

(答)

差し支えありません。

(問54) 内容重量で管理すると個数が一定にならない製品（例えば1kgパック）について、内容量を「1kg（〇～〇個入り）」と、重量に個数を併記する場合には内容個数に幅を持たせた表示はできますか。

(答)

差し支えありません。

(問55) 魚肉練り製品に複数の魚種の魚肉を使用した場合、全ての魚種を記載する必要があるのですか。

(答)

- 1 原材料には、使用した全ての原材料を一般的な名称で記載することとなっています。魚肉練り製品に使用した魚肉については、使用した魚の名称を全て記載することが基本です。しかし、魚にあっては、漁獲時の混獲等の理由により、使用した全ての魚種の名称が分からない場合、原材料を魚種ごとに表記することが困難な場合などがあり得ることから、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号ウの別表において、特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限り、複数種類の魚を一括して「魚」又は「魚肉」の名称をもって記載することが認められています。

- 2 この場合、特定の種類の魚類の名称だけを抜き出して表示することはできませんが、「加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関するQ&A」問49にあるとおり、複数の魚種を使用した際に、「魚肉（いとよりだい、れんこだい、たら、はも）」のようにまとめて表示することはできます。
- 3 しかしながら、魚肉練り製品（蒸し・焼き・揚げ・ゆでかまぼこ類、魚肉ソーセージ、魚肉ハムのつなぎ）に使用する魚については、特定の魚種の名称が分からない場合があり得ること、及び消費者の誤認を招かない範囲で名称がわかる魚種について記載することにより原材料名に記載する情報が増えることから、使用する魚種が4種以上の場合にあっては、「魚肉」の文字に括弧を付して使用量の多いものから順に3種の魚種名を記載し、その他の魚種は「その他」と記載しても差し支えないと考えます。